



 4章 ■ プラン策定の基本的考え方 

4章 ■ プラン策定の基本的考え方

1. プランの基本理念

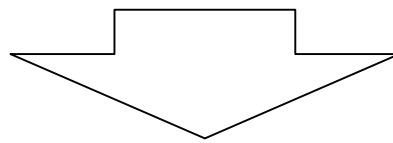
下妻市では、国の男女共同参画基本計画及び茨城県の男女共同参画基本計画との整合を図り、一体的に男女共同参画社会づくりを目指していきます。

■ 男女共同参画社会基本法基本理念 ■

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

■ 茨城県男女共同参画推進条例基本理念 ■

- 男女の人権の尊重
- 社会制度・慣行への配慮、多様な生き方の選択
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調



このように国・県の示す基本理念を踏まえ、下妻市では一人ひとりがその個性や能力を發揮できるまちづくりを目指し、市民、企業、学校、行政が一体となって、男女共同参画社会を築いていくこととなります。

それでは、“男女共同参画社会を築くこと”とはどのようなことでしょうか。

それは、互いを認め、互いのチャレンジを支援していけるような社会を作ること、男女が社会的に平等に認められること、それぞれが社会に平等に関わること、そして共に責任を担い男女が共同して成り立たせる社会を目指すことと考えます。

そこで、本計画の基本理念を

「広げよう 心と心がつながる社会 ～大切なパートナー 対等なパートナー～」

と決めました。

● 下妻市男女共同参画推進プラン基本理念 ●

広げよう 心と心がつながる社会

～ 大切なパートナー 対等なパートナー ～



2. プランの目標

本プランの基本理念

「広げよう 心と心がつながる社会 ～大切なパートナー 対等なパートナー～」の実現を目指し、4つの基本目標を掲げます。

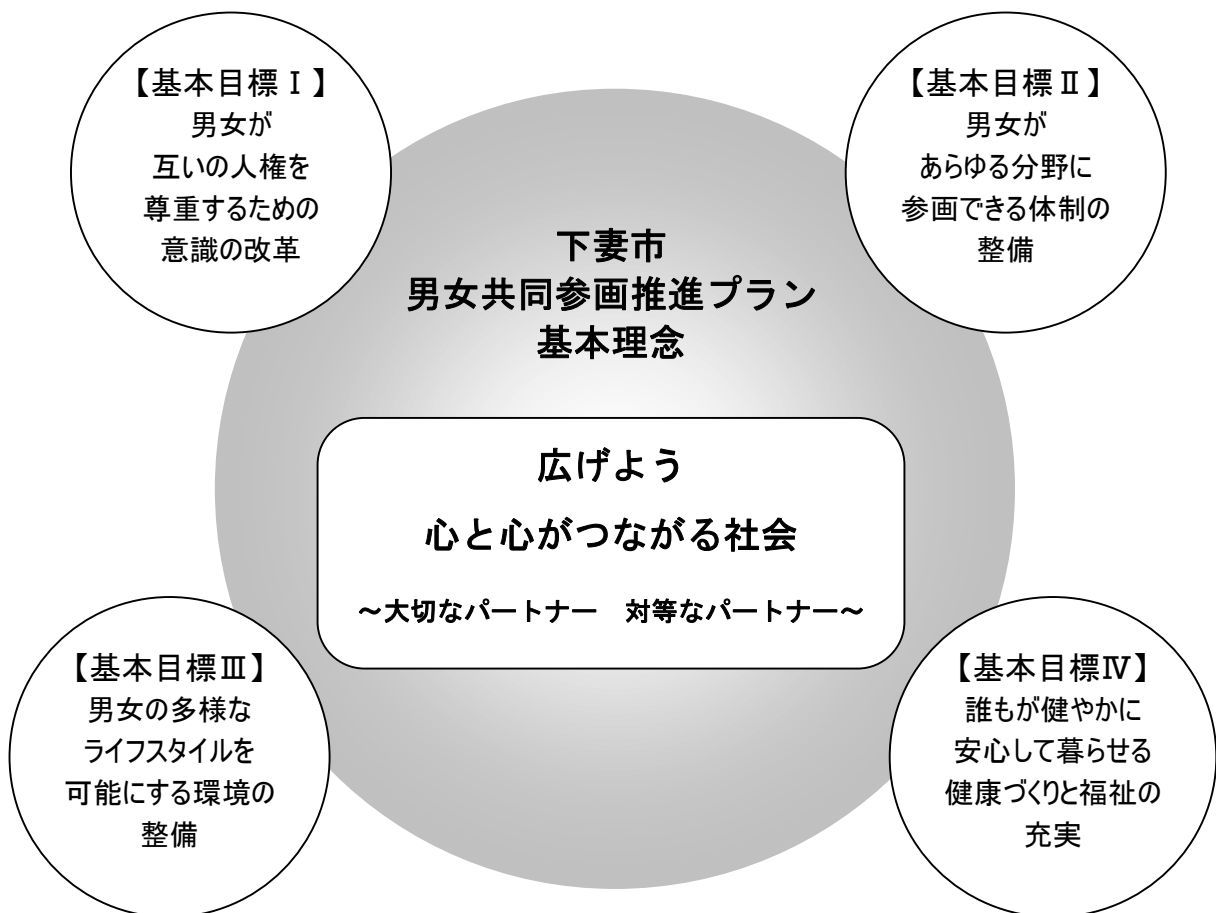
I 「男女が互いの人権を尊重するための意識の改革」

II 「男女があらゆる分野に参画できる体制の整備」

III 「男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備」

IV 「誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実」

4つの基本目標に沿って、これまで培ってきた下妻市の地域性を大切に市民一人ひとりの個性や考え方を尊重し、共に責任を分かち合い認め合いながら、国際社会の一員として国際的協調に努め、心と心がつながる、生き生きと暮らせる下妻市らしい男女共同参画社会を目指します。



3. 施策の体系

基本目標	主要課題	施策の方向性
I 男女が互いの人権を尊重するための意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しと意識の醸成	(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し (2) 意識啓発のための情報提供・法制度等の理解促進
	2 男女共同参画を推進するための教育の充実	(1) 男女共同参画を推進する教育・学習
	3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組強化
II 男女があらゆる分野に参画できる体制の整備	1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	(1) 行政分野、雇用分野における女性の参画の拡大
	2 男性、子どもにとっての男女共同参画	(1) 男性、子どもにとっての男女共同参画
	3 地域社会における男女共同参画の推進	(1) 地域おこし、まちづくりの分野での女性の参画の推進
III 男女の多様なライフスタイルを可能にする環境の整備	1 男女の仕事と生活の調和	(1) 仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発 (2) 仕事と子育ての両立支援の推進
	2 雇用の場における均等な機会と待遇の確保	(1) 地元企業における就労環境の整備支援と多様な働き方の支援
IV 誰もが健やかに安心して暮らせる健康づくりと福祉の充実	1 生涯を通じた男女の健康支援	(1) 生涯を通じた男女の健康保持・増進、性差に応じた健康支援
		(2) 妊娠出産に関する健康支援
	2 誰もが安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の整備 (2) 援助が必要な家庭への支援